

第2章 災害予防対策

第1節 風水害等に強いまちづくり

◆基本事項

1 目的

風水害等を予防するために必要な事業の施行又は施設の整備、その他の対策に関する計画を定める。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 風水害等に強いまちづくり	土木課、下水道課、農林水産課、消防本部、県、東北地方整備局
第2 水害予防対策	土木課、下水道課、農林水産課、消防本部、県、東北地方整備局
第3 高潮、波浪等災害予防対策	土木課、農林水産課、県
第4 土砂災害予防対策	土木課、農林水産課、県
第5 地盤沈下災害予防対策	県
第6 風雪害予防対策	土木課、県、東北地方整備局
第7 農林水産業災害予防対策	農林水産課、県

第1 風水害等に強いまちづくり

1 風水害等に強いまちの形成

市、国及び県は、洪水、雨水出水、高潮、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等を公表し、安全な国土利用や耐水性建築方式の誘導、風水害時の避難体制の整備を行う。

また、市、国及び県は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努める。市は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。

市は、避難場所、避難路、防災拠点等の災害時における防災に資する公共施設について、県及び関係機関等と緊密な連携を図りつつ、積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努める。

市、国及び県は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるとともに、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。

2 災害危険区域の指定等

市及び県は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、地方公共団体が定める水位よ

り高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

3 予測、観測の充実・強化等

市、国及び県は、雨量、水蒸気、水位等の観測体制、施設の充実・強化等を図る。

4 生活防災緊急対策

市及び県は、高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、避難場所、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の要配慮者に関連した施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等、生活防災緊急対策を推進する。

第2 水害予防対策

本市では、名取川が市の北部、増田川が市街地中心部、川内沢川、志賀沢川などの中小河川が市の南部を流れている。豪雨、長雨のつど増水することから、現在強制排水ポンプによる排水処理を行っている。

これらの実情を踏まえ、河川管理者は、水害を防止し、また、水害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、河川施設の維持管理を強化するとともに、治水事業を計画的かつ総合的に推進し、防災対策に万全を期すものとする。

1 現況

(1) 河川

本市を流れる河川の現況は次のとおりである。

ア 国土交通省が管理する河川

対図番号	河川名	区間	延長
1	名取川	名取川頭首工～河口まで (内仙台市分 6,300m)	12,500m

イ 宮城県が管理する河川

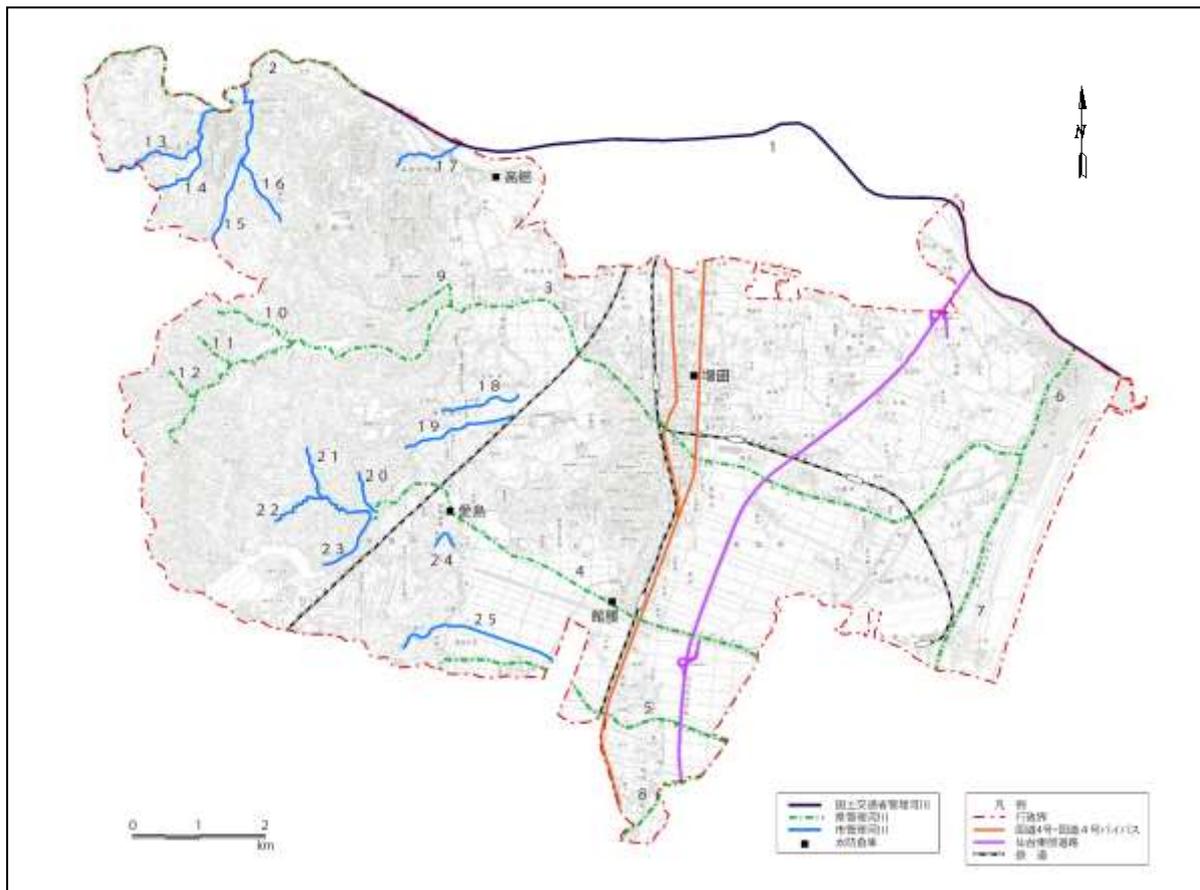
対図番号	河川名	区間	延長
2	名取川	仙台市境から名取川頭首工まで	4,500m
3	増田川	名取市高館川上字長畑地内から 名取市下増田字広浦地内まで	10,000m
4	川内沢川	名取市愛島笠島字中ノ沢8番2地先から 南貞山運河への合流点まで	10,881m
	川内沢川 放水路	川内沢川からの分派点から 増田川への合流点まで	5,640m
5	志賀沢川	名取市愛島北目字柚木前から 名取市本郷字北松の五間掘との交流点まで	4,900m (内400m岩沼分含む)

6	中貞山運河	増田川からの分派点から 名取川との合流点まで	1,700m
7	南貞山運河	名取市関上東一丁目の関上水門から 名取市北釜字屋敷の岩沼市境まで	5,200m
8	五間堀川	名取市堀内字梅地内の岩沼市境から 名取市堀内字南松地内の岩沼市境まで	1,600m
9	上町川	名取市高館川上字館山地内から 名取市高館川上字五性寺の増田川まで	1,100m
10	田高沢川	名取市高館川上字薬師から 増田川合流点まで	1,300m
11	七沢川	名取市高館川上字薬師から 増田川合流点まで	900m
12	二流沢川	柴田郡境から 増田川合流点まで	700m
21	杉の沢川	名取市愛島笠島字北中峯7番地先から 川内沢川への合流点まで	900m

ウ 名取市が管理する河川

対図番号	河川名	区間	延長
13	針山川	名取市高館熊野堂字中沢北山（仙台市境）から 名取市高館熊野堂字堀切山（名取川）まで	2,218m
14	中沢川	名取市高館熊野堂字中沢南山（仙台市境）から 名取市高館熊野堂字中沢後（針山川）まで	1,195m
15	大沢川	名取市高館熊野堂字大沢中（仙台市境）から 名取市高館熊野堂字余方西（名取川）まで	2,708m
16	棟沢川	名取市高館吉田字館山から 名取市高館熊野堂字大沢中（大沢川）まで	1,346m
17	菖蒲沢川	名取市ゆりが丘三丁目から 名取市高館熊野堂字中河原（名取川）まで	751m
18	滝沢川	名取市高館川上字東金剛寺から 名取市愛島塩手字北野（上堀用水）まで	1,197m
19	岩沢川	名取市愛島塩手字岩沢から 名取市愛島塩手字拾石（上堀用水）まで	1,687m
20	桑唐沢川	名取市愛島笠島字西南沢（桑唐堤）から 名取市愛島笠島字西南沢（川内沢川）まで	733m
21	杉の沢川	名取市愛島塩手字五社山（杉の沢堤）から 名取市愛島笠島字北中峯（県管理杉の沢川起点）まで	350m
22	中の沢川	名取市愛島笠島字東中峯から 名取市愛島笠島字中ノ沢まで	350m
23	南沢川	名取市愛島台八丁目から 名取市愛島笠島字中南沢（川内沢川）まで	590m
24	蔵神川	名取市愛島笠島字北沢から 名取市愛島笠島字東蔵神まで	1,051m
25	柳沢川	名取市愛島北目字上柳沢から 名取市愛島北目字木戸（岩沼市境）まで	2,595m

■名取市河川位置図



(2) ため池

本市のため池の現況は次のとおりであり、重要な農業用水源となっている。

しかし、古い時代に築造されたものが多く、築造後自然条件の変化によって堤体、余水吐、取水施設等が脆弱体化しているのが現状である。

いったん、豪雨等により溢流・破堤した場合、被害は、人命にまで及ぶおそれがあり、事前に対策を講じる必要がある。

■ため池（総貯水量 10,000m³以上）

番号	名称	堤高	堤長	総貯水量	受益面積	予想される施設の被害	危険雨量
1	大沢堤 ため池	m 17.0	m 58.8	m ³ 16,500	ha 50.0	農地等の冠水 流失	24時間 90mm 以上 3時間 40mm 以上 1時間 20mm 以上
2	桑唐堤 ため池	13.0	87.0	33,000	30.0	〃	
3	杉の沢堤 ため池	10.0	83.0	10,200	15.0	〃	
4	かりがね 堤ため池	3.2	85.0	11,630	10.0	〃	
5	山下堤 ため池	7.0	46.0	37,500	10.0	〃	
6	館山堤 ため池	7.0	50.0	15,000	9.0	〃	

(3) 農業用河川工作物

県では農業用用水の約 90%を河川に依存しており、大小河川には頭首工をはじめ樋門、水門など農業用水施設が設置されている。

これらの河川工作物の中には河川法制定以前の古くから設けられているものが数多くあり、洪水時には決壊等の河川災害を招くおそれがあることから、県では事前に対策を講じ、整備補強する。

2 県土保全事業

(1) 河川改修事業

本市にある1級河川（国土交通大臣及び県知事管理）については、機会をとらえてこれら管理者に改善又は改修工事の促進等を要請する。

市は、市が管理する河川管理施設の点検を実施し、補強が必要な施設の把握を行い、重大な被害が予測される箇所については、必要に応じて災害対策を進める。

なお、都市地域では、水害実績等を踏まえ、流域内の大河川、中小河川、下水道内水域等それぞれの水害規模影響等を想定した上で、流域全体の河川、下水道の管理者等が連携し、効果的な治水対策に努めるものとする。

河川管理者は、河川改修計画等において、名取川、増田川について次のような事業方針を示している。

ア 名取川

既設の釜房ダムにより、計画高水流量 $1,650\text{m}^3/\text{sec}$ を $850\text{m}^3/\text{sec}$ に調節するとともに、上水道用水、工業用水の補給を行うとともに、発電用水の供給を行う。

仙台市太白区富田より下流については、堤防の新設、改築及び掘削を行うとともに、水衝部等には、護岸、水制を施工する。

また、狭さく部の解消を図り、洪水の安全な流下を図る。

イ 増田川

既設の樽水ダムにより、計画高水流量 $160\text{m}^3/\text{sec}$ を $10\text{m}^3/\text{sec}$ に調節する。

(2) ため池等整備事業

ア ため池整備事業

市は、農業用水源確保及び破堤防止の目的で、ため池堤体の補強及び余水吐、取水施設等を新築、改修する。特に、決壊した場合に下流に大きな影響があると考えられる防災重点農業用ため池等については、優先的に詳細調査を実施し、緊急性が高いと判断された施設について早急に改修、耐震化、統廃合等の対策を行う。

イ 農業用河川工作物応急対策事業

構造上改善措置を要する農業用河川工作物の整備、補強、撤去を行う。

(3) 保安林改良事業

水源のかん養など保安林の持つ公益的機能の維持・強化の目的から、林床植生の消滅や表土の流出など、保安林機能が低下しているものについて、改植、本数調整伐等を行うほか、必要に応じて排水工等簡易施設を設置するなど森林整備を行う。

3 河川の維持管理

(1) 河川・海岸パトロールの実施

水防警報区間・重要水防箇所など水防上重要な河川管理施設、海岸保全施設及び占用工作物の点検等河川・海岸パトロールを定期的・重点的に実施し、河川及び海岸の管理に万全を期する。

(2) 重要水防箇所

本市には、名取川に沿って5か所、五間堀川に沿って1か所の重要水防箇所が指定されている。これらの箇所では堤防高の不足による河川水があふれる事態、堤防等の深掘れによる決壊とそれにより浸水が引き起こされる事態や堤防斜面の崩れる事態などが予想される。なお、重要水防区域については資料編に示すとおりである。

(3) 河川管理施設の管理

ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止めその他河川管理施設の災害を未然に防止し、軽減する施設の維持管理を徹底するため次の措置を講ずる。

ア 構造の安全

河川管理施設は、出水時の堤防等施設の監視体制や、水位、流量、地形、地質、河川の状況及び自重、水圧等予想される荷重を考慮し、内水排除施設等の耐水機能の安全を確保するため、強化対策を講ずる。

イ 操作規則の制定

次の操作を伴う河川管理施設の操作規則を定め、河川管理施設の維持管理と安全化の徹底を期する。

また、河川、下水道、農業排水等の管理者は連携し、出水時における排水ポンプ場の運転調整の実施等により洪水被害の軽減に努めるものとする。

(ア) 流水を調節する施設

(イ) 流水を分流させる施設

(ウ) 治水上特に重要な内水排除施設又は高潮等の防止施設若しくは流水調節施設

(4) 河川の維持規制

河川の流水、流量、深浅等河川に影響を及ぼす次の行為を規制するなどの措置を講じ、河川の維持管理の徹底を図る。

ア 流水の占用又は河川区域内の土地の占用

イ 河川区域内の土石の採取又は掘削、工作物の構築等

ウ 河川における竹木等の流送

(5) 水質事故対策

東北地方整備局、県及び市は、油流出等の水質事故に対処するため、平常時の河川巡視、水質処理資機材の備蓄に努めるとともに、相互の情報連絡体制の整備、応急対策等の必要な措置を講じるものとする。

4 気象、水象等の観測

災害時はもとより、常時河川及び海岸の状況を把握し、緊急時に備えるために、必要な箇所に雨量、水位、流量、風、潮位、波浪の観測施設を設置して観測を行う。

また、観測機関相互の情報交換、連携に努めるものとする。

5 水防応急資機材の整備・充実

水防管理団体等が行う水防活動を円滑化するために必要な水防応急資機材を整備・充実する。

■水防倉庫

番号	倉庫名	河川名	左・右岸の別	位置	設置者
1	増田	増田川	左岸	名取市増田5丁目18番32号	名取市
2	関上	名取川	右岸	〃 関上東一丁目1-1 (名取市震災復興伝承館内)	〃
3	下増田	増田川	左右岸	〃 杉ヶ袋字尻田村9番地の3	〃
4	館腰	川内沢川	左右岸	〃 植松4丁目	〃
5	愛島	川内沢川	左右岸	〃 愛島字学市	〃
6	高館	名取川	右岸	〃 高館熊野堂字中河原地内	〃

6 水防団活性化及び水防協力団体の活用

水防団(消防団)への加入促進と活性化を推進するとともに、各水防管理団体は、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

7 水防計画の作成

指定水防管理団体の管理者が、水防計画を作成するときは、次の事項について考慮するものとする。

- (1) 水防活動組織及び活動体制の確立
- (2) 河川管理施設の管理及び操作
- (3) 重要水防箇所及び指定河川洪水予報、水防警報等の区域の指定
- (4) 水防施設及び水防資機材の整備
- (5) 気象、水象の観測及び通報等の活用
- (6) 通信連絡体制及び水防標識等の整備
- (7) 水防活動従事者の安全確保
- (8) 他の水防機関との協力及び応援体制(河川管理者の同意及び協力を含む)
- (9) その他水害を予防するための措置

8 洪水浸水想定区域の指定

県及び市は、東北地方整備局の協力を得て、都市の浸水常襲地帯における地形把握等の基礎調査や、ハザードマップの作成に必要な浸水予測シミュレーション等を行い、これらの情報の関係機関等への提供に努める。

東北地方整備局及び県は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川(洪水予報河川)及び、洪水に係る水位情報の通知及び周知を実施する河川(水位周知河川)等について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。

また、県は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定情報を提供するよう努める。市長は、洪水浸水想定区域に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

また、市は、市地域防災計画において、浸水想定区域内に地下街その他不特定かつ多数の者が利用する地下に設けられた施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）所有者又は管理者から申し出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について定めるとともに、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

市域に洪水浸水想定区域を含む場合、市は、市地域防災計画に定める洪水予報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに洪水浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民等に周知するため、印刷物の配布、その他必要な措置を講じるものとする。

9 防災調整池の設置等

市及び県は、防災調整池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制等を地域の特性を踏まえつつ必要に応じて実施することにより、流域の保水・遊水機能が確保されるよう措置する。

河川改修と併せた総合的な治水対策の一環として、県及び市が独自に定める要綱に基づく整備を推進する。

県・市	要綱	制定	概要
宮城県	防災調整池設置指導要綱	平成 4 年 3 月	1ha 以上 750 m ³ /ha 平地部
名取市	名取市開発指導要綱	平成 9 年 9 月 22 日	0.8ha 以上

10 利水ダム等の事前放流の取組

河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。

11 貯留機能保全区域の指定

県知事は、河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域のうち、都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域を、貯留機能保全区域として指定することができる。

12 浸水被害防止区域の指定

県は、特定都市河川流域のうち、洪水等により住民等に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発・建築行為等の制限をすべき土地の区域について、浸水被害防止区域として指定することができる。

13 雨水出水浸水想定区域の指定

市及び県は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、県知事にあつては関係市町村の長に通知するものとする。

14 超過洪水対策

市及び県は、高規格堤防の整備等、超過洪水対策を推進する。

第3 高潮、波浪等災害予防対策

1 現況

本市の海岸は、総延長約4.9kmに及んでいる。

2 海岸保全施設の整備

市は、宮城県による仙台湾沿岸海岸保全基本計画等の推進に協力し、海岸堤防（防波堤）、防潮水門等海岸保全施設の整備促進を図るものとする。

■海岸保全区域

海岸名 (中分類)	指定区分 (小分類)	区 間		区間延長 及び面積
		陸 域	水 域	
名取海岸	閑上北釜 地区海岸	名取市閑上字須賀2の3番地から、下増田字屋敷22の2番地に至る水際線背後50mの巾員を有する土地。ただし、保安林及び保安施設地区を除く。	左に掲げる土地に接する水際線から50mの巾員を有する水面。	4,150m 415,000m ²

■漁港施設

施設名	種類	所在地	管理者
閑上漁港	第2種 (昭和26年7月10日 農林省告示第255号)	名取市閑上地先	宮城県 (昭和33年6月23日 農林省告示第434号)

3 国土保全事業の施行

国、県及び市は、高潮災害のおそれのある区域について、それぞれ必要に応じて、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、高潮による浸水が想定される区域を明らかにし、施設整備、警戒避難体制等が有機的に連携した高潮防災対策を推進する。

また、港湾における高潮・高波・暴風リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策を推進する。

(1) 海岸保全事業の施行

国、県及び市は、高潮発生の際に、被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的

防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式をなど、地形的条件等を考慮しつつ、海岸保全施設の整備を推進する。

ア 農地海岸保全

本県の農地海岸の背後農地と、そこで展開される農業生産活動を守るため、海岸保全施設整備事業を施行する。

イ 河川、建設海岸保全

河川の河口地域及び建設海岸における海岸保全施設を整備するため、必要な海岸保全事業を施行する。

ウ 漁港海岸保全

海岸保全基本計画に基づき、漁港区域内の海岸保全施設を整備するため、海岸保全事業を施行する。

(2) 海岸防災林の造成

飛砂・潮害等の防止や、津波流速の減殺など海岸防災林が持つ機能を十分に発揮するよう、防潮工等の治山施設及び森林の造成や保育管理などの治山事業を施行する。

4 海岸保全区域の指定

高潮、波浪等から海岸を防護するため、又は海岸保全施設を防護するため必要があるときは、防護すべき海岸区域を海岸保全区域として指定し、土石の採取、掘削その他の行為を制限又は禁止するなどの措置を講じ、海岸の維持管理の万全を期する。

5 高潮浸水想定区域の指定

県は、高潮特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する海岸として指定した海岸等について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。

6 応急資機材の整備等

高潮、波浪等の災害応急資機材の整備は、水防計画に定める。

第4 土砂災害予防対策

県、市及び防災関係機関は、大規模な災害に伴う土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るための危険箇所の実態を調査し、土砂災害警戒区域等における災害防止策を講じるとともに、住民及び事業者に対して災害の防止について、啓発及び指導を行う。

1 土砂災害防止対策の推進

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定は、県が行う。

本市における土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は155か所指定されている。

市、国及び県は、土砂災害のおそれのある箇所における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進する。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河

川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する。

市は、土砂災害警戒区域等について、ハザードマップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、さらには現地への標識の設置等により周辺住民に対し周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努める。

2 地すべり等防止事業

地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)に基づく地すべり危険箇所の指定は県が行う。

県は、現に地すべりが発生している地域又は地すべりのおそれ極めて大きい地域で、公共の利害に密接な関係を有する地域を地すべり防止区域として指定し、活動の著しい地区の防止工事を重点的に実施するなど、災害防止に必要な諸対策を実施するものとしている。

本市における地すべり危険箇所は、2か所指定されている。

3 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)に基づく急傾斜地崩壊危険区域に指定は、県が行う。

県は、指定した急傾斜地崩壊危険区域について、区域内の立木竹の伐採、土石の採取又は集積などの行為を制限し、防災体制の確立を図るとともに、危険度の高い箇所から積極的に防止工事を実施する。

本市における急傾斜崩壊危険箇所は、113か所指定されている。

4 治山事業

森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から市民の生命・財産の保全を図り、くらしの安全性を確保するため、市、国及び県は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努める。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。

また、山地災害危険地区については、現地の状況を踏まえて見直しを進め、市に対して周知するとともに、大雨などの後には、随時連携し、現地調査を実施する。

5 宅地造成規制

県は、宅地造成工事について都市計画法に基づく技術基準を適用し、許可と完了検査を行って災害の防止を図る。

6 盛土による災害防止

市及び県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

県は、土砂等の崩落等による災害の発生防止を図り、県民の安全・安心を確保するため、「土砂等の埋立て等の規制に関する条例」(令和2年4月1日施行)に基づき、各種法令が適用されない3,000平方メートル以上の土地への土砂等の埋立て等に対して規制や指導、監視

パトロールを行い、土砂等の崩落等による災害発生の未然防止に努める。

第5 地盤沈下災害予防対策

地盤沈下は、主に地下水の過剰な採取によって地下水位が低下し、粘土層が収縮することによって生じる現象であり、いったん沈下した地盤は元には戻らず、建築物の損壊や洪水時の浸水被害の増大等をもたらすため、主原因である地下水採取の規制、代替水源への転換指導を行う。

1 地盤沈下地域における防災事業の促進等

海岸部や河川沿岸等に面した地盤沈下地帯は、高潮、津波、洪水等の災害に対して脆弱である。また、内水排除が困難となり、洪水被害がさらに拡大する。

特に、仙台平野地域の海岸部に分布しているゼロメートル地帯はその危険性が高い。

県は、地盤沈下の未然防止対策として、地盤高の変動量を把握するための精密水準測量調査や地下水位・地盤沈下観測井かんそくせいによる監視を継続して実施する。

また、地盤沈下の主原因が地下水の過剰揚水と考えられることから、仙台平野地域の一部においては、工業用水法や県公害防止条例に基づき、地下水揚水量の削減及び水源転換の指導を行うとともに、地盤沈下による内水被害の発生、堤防高の低下等に対応するための排水機場、水門等の設置、堤防のかさ上げ等の整備等を行う。

さらに、軟弱地層が分布する地域において、建築物の敷地として使用する際、安全上支障を来さないようにするため、関係機関は適切な指導を行う。

第6 風雪害予防対策

風害及び雪害に伴う道路交通障害等の雪害を未然に防ぐために、県、市及び防災関係機関は、除雪体制の強化、雪崩危険箇所の施設整備、避難体制の整備等、総合的な雪に強いまちづくりを推進するものとし、積雪期の被害の軽減を図る。

1 現況

本市は、積雪のために主要道路が通行不能となることや集落等が孤立することは少ない。しかし、平成26年2月に仙台（仙台管区气象台）で35cmの積雪を観測し、市域において道路交通のまひ、農業関係施設等への被害が発生した。

また、名取（仙台管区气象台）における風の観測では、最大風速は26.0m/s（2013年4月8日）、最大瞬間風速は33.4m/s（2013年4月8日）となっている。

2 道路交通障害への事前対策等

道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪等の特性を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所の対策に努めるとともに、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の状況に応じて準備する。

道路管理者は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努める。

3 雪害に関する情報伝達

道路管理者は、通行規制範囲の情報が入手しやすいように広報媒体を活用し、日時、迂回

経路等を示すものとする。

4 除雪体制等の整備

(1) 道路の除雪

道路管理者は、豪雪災害時における道路交通の確保を図るために、必要な除雪資機材の整備を図るとともに、これを所要地に配置し、除雪活動を円滑に実施する。

市、国及び県は、地域住民からなる地域コミュニティによる除雪を促進するとともに、ボランティア等地域外からも雪処理の担い手を確保する等の方策を講じる。また、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応策を住民に示し、注意喚起に努めるものとする。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及の促進を図る。

国及び県は、事故防止対策について、様々な情報を収集し、市町村等に提供する。

ア 除雪作業の現況

現在市が管理する市道、バス路線及び市街地の生活道路は、民間委託により除雪する。

イ 除雪計画延長

除雪計画延長：279 路線 工区延長：203.8 km

ウ 除雪における連絡先

- (ア) 名取市土木課道路維持係
- (イ) 国土交通省岩沼国道維持出張所
- (ウ) 仙台土木事務所道路建設第二班

(2) 消防水利の確保

積雪期においては、消防水利の確保に困難を来すことが考えられるため、消防本部は、特に積雪期における消防水利の確保について十分配慮する。

5 避難所体制の整備

積雪寒冷期の避難所運営に当たっては、特に被災者の寒冷対策に留意するものとし、避難所における石油ストーブ等の確保に努める。

第7 農林水産業災害予防対策

大規模な災害により、農業、畜産業、林業及び水産業の施設等への災害を最小限に食い止めるため、県、市、各関係機関は、相互に連携を保ちながら、的確な対応を行う。

1 農地、農業用施設の災害の防止

洪水、土砂災害、湛水等に対して、農地、農業用施設等を守るため、防災ダム、防災重点農業用ため池等の整備を進めるほか、洪水防止などの農業の有する多面的機能を適切に発揮するため、農業用排水施設の整備、更新・補修、老朽のため池の補強、低・湿地地域における排水対策、降雨等による農地の侵食対策等について、新たな土地改良長期計画等に則し総合的に農地防災事業を推進し、災害発生の未然防止を図る。

また、既存のため池の貯水量に緊急防災用水量を付加させるために、ため池の浚渫又は嵩上げ等を行うとともに、緊急時の消防水利や生活用水を確保するため、水路や遊水池を整備し、地域の総合的な防災安全度を高める。

2 集落の安全確保

集落の安全確保を図るため、避難路、避難地、延焼遮断帯、農道、農業集落道、防火活動拠点となる農村公園緑地、緊急時に消防用水や生活用水として取水することができる農業用排水施設、災害時の情報伝達を行うために必要な情報基盤施設について、緊急的な利用も考慮し、下記内容の整備を推進する。

(1) 避難路や避難地等の確保

ア 避難路整備

緊急車両の通行及び避難路の確保のための農道・集落道の整備

イ 災害拠点整備

災害時の避難地や災害対策拠点として活用するため、防災ヘリコプター等の場外離着陸場等としても利用できる農村公園緑地の整備

ウ 避難地用地整備

被災時の仮設住宅等の建設にも活用できる用地の整備

(2) 消防用施設の確保

ア 営農飲雑用水施設整備

防火用水が確保されていない地域での防火用水等の整備

イ 防火水槽整備

(3) 集落の防災設備整備

ア 集落防災設備整備

老朽のため池の改修、地すべり工、土留工、雨水排水路等の集落の安全のため必要な施設の整備

イ 公共施設補強整備

地震等の防災上補強が必要な既存の橋りょう等の公共施設の整備

(4) 災害情報の伝達施設の確保

ア 情報基盤施設整備

住民に対する農業情報の提供とともに災害時の情報伝達を行うために必要なラジオ（コミュニティFM）等の整備

3 農業気象対策の推進

農業気象業務については、仙台管区気象台と密接な連携のもとに、農業気象観測の整備強化に努め、迅速な災害予報と適切な技術対策を確立し、災害の未然防止に資する。

また、農業気象予報及びその技術対策の周知徹底を図るため次のとおり資料を発行し、市町村及び農業団体等に配布し予防対策に資する。

ア 農業異常災害対策速報 …………… 随時

イ 宮城県農業気象速報 …………… 毎月3回

4 病虫害防除対策

(1) 防除体制の整備

市ごとの又は広域的な防除組織（防除協議会議等）の結成を促進し、広域一斉防除体制の強化に努める。

(2) 防除器具の整備

市及び農業団体等は、常時防除器具を点検整備し、適切な防除が推進されるよう指導する。必要に応じて、県からの支援を受けて実施する。

5 防災営農技術等の普及

災害に対応する技術対策の指導を徹底し、災害の未然防止に努めるものとする。

(1) 畜産業対策

ア 畜舎等の建設・改築時には、災害に対応をするよう推進指導する。

イ 飼料作物畑については適期播種・施肥・収穫を励行する。

ウ 水害

(ア) 水害常襲地帯には、多頭飼養形態の畜舎の建設を極力排除するよう指導する。

(イ) 水害常襲地帯には、飼料作物のうち牧草類を優先作付させるよう指導する。

(ウ) 海岸付近の畜舎等においては、あらかじめ津波発生に備えた家畜避難対策の設置を準備する。

エ 干害

(ア) 給水施設(井戸等)の整備管理を指導する。

(イ) 干害に比較的強い品種の導入を指導する。

オ 凍霜害

(ア) 牧草のてん圧を励行させる。

凍霜害に比較的強い牧草飼料作物の品種を栽培指導する。

(イ) 適期に栽培管理、収穫調整を実施する。

カ 冷害

(ア) 地域の気象条件に合わせて牧草類の栽培利用を指導する。

(イ) 栄養障害的疾患が多発する傾向にあるので健康管理を指導する。

キ 雪害

(ア) 融除雪を促進するため溝築を指導する。

(イ) 牧草の秋期てん圧を指導する。

ク 火災

育雛施設等火気使用施設の取り扱いについて注意するよう指導する。

(2) 園芸等施設対策

園芸等の施設については、雪害、風害などの被害を受けないよう、気象情報に留意しながら、施設の維持、補強に努めるよう指導する。

特に、降雪時においては、速やかな雪おろし、融雪、除雪などの対策を講じるよう指導する。

(3) 水産業対策

自然災害に対し、次の事項に重点を置く。

ア 合理的な海上施設の設置及び漁場利用方法を技術的に指導し、気象・海象に対応した施設の維持を図る。

イ 漁船設備及び性能基準に基づく指導を行い、漁船の安全性の確保を図る。さらに、漁家には次の点を指導する。

- (ア) 海上施設の強化と漁場造成を推進するよう指導する。
 - (イ) 講習会などを開催し、船舶運航技術の向上を図る。
 - (ウ) 小型漁船に対する携帯ラジオ、無線電話の搭載を指導し、その普及を図る。
 - (エ) 漁船損害等補償法に基づく漁船保険の加入及び漁業災害補償法に基づく水産物、漁業施設共済加入を促進する。
 - (オ) 海難漁船の救助活動の強化と遭難遺族の救済のため財団法人宮城県海難救済基金の加入契約を促進する。
 - (カ) 漁業用海岸局の機能整備を促進し、気象予報事業などの強化を促進する。
- ウ 漁港地域において、台風・低気圧による高潮・高波・暴風リスクを低減するため、防波堤等の耐浪化対策を推進する。

(4) 林業対策

森林の生育状況などに応じた適時適切な保育・間伐の実施等を通じた災害に強い健全な森林の育成を指導する。

■資料編

- ・土砂災害警戒区域・特別警戒区域一覧
- ・土砂災害防止法第8条第1項第4号の施設（要配慮者施設）一覧
- ・重要水防区域一覧
- ・名取市水防協議会条例
- ・水防法第15条第1項第3号の施設（要配慮者施設）の一覧
- ・水防法第15条第1項第2号に基づく浸水想定区域ごとの避難所

第2節 都市の防災対策

都市の防災対策については、地震編 第2章「第6節 都市の防災対策」を準用する。

第3節 建築物等の予防対策

◆基本事項

1 目的

県、市及び関係機関は、災害による建造物の被害を防止するため、必要な事業対策を講じる。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 浸水等風水害対策	財政課、教育総務課、施設所管課
第2 がけ地近接等危険住宅移転事業	都市計画課、土木課
第3 特殊建築物の予防対策	県

第1 浸水等風水害対策

市は、不特定多数の者が使用する施設並びに小中学校の応急対策上重要な施設について浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に配慮する。

第2 がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊及び土石流等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内の危険住宅を安全な場所に移転することにより災害を未然に防止する。

第3 特殊建築物の予防対策

県は、災害時における火災から人命を保護することを目的に、建築基準法第12条第1項に規定する定期報告制度の対象建築物について、定期報告制度、建築物防災週間における防災査察、特別防災査察及び消防機関との連携などにより、計画的な防災指導を行い、建築物の所有者に対し防災意識の高揚と防災診断、改修の促進を図る。

第4節 ライフライン施設等の予防対策

◆基本事項

地震編 第2章 第8節の「◆基本事項」を準用する。

第1 水道施設

地震編 第2章 第8節の「第1 水道施設」を準用する。

第2 下水道施設

市は、下水道施設が重要な生活関連施設であることを踏まえ、浸水被害の軽減、下水処理機能を確保するため、下水道施設の整備及び安全性の向上に推進するとともに、災害対策資材の確保、他機関との連絡協力体制の整備に努める。

1 下水道施設計画

市は、雨水渠、内水排除施設、雨水貯留及び浸透施設等を計画的に整備し、浸水被害を予防するとともに、水害に対する下水道施設の安全性の向上に努める。

また、処理場の機能を確保するため、汚水管渠マンホール等の水密化、老朽管渠の改良、更新を計画的に進めるとともに住民への広報を徹底し、雨水等の流入を低減するように努める。

2 下水道施設維持管理

市は、下水道台帳の整理、保管、デジタル化を実施するとともに、下水道施設を定期的に点検し、常時、施設及び機能状態の把握に努める。

3 下水道防災体制

市は、復旧活動を円滑に実施するため、被災予測を踏まえた災害対策マニュアルの策定、災害対策資材の確保及び他機関との連絡協力体制の整備に努める。

4 浸水被害の軽減

市は、特定都市河川流域や浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進するものとする。

第3 電力施設

各施設とも計画設計時に建築基準法、電気設備に関する技術基準など関係法令や社内設計基準・指針等に基づく災害被害防止対策を施すとともに、過去に発生した災害及び被害の状況や各施設的环境等を考慮し以下の対策を実施する。

1 水害対策

土砂崩れ、洗堀などが発生するおそれのある箇所の架空送電線路はルート変更や擁壁強化等を実施する。また、地中送電線はケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

浸・冠水のおそれのある変電所は、建物の嵩上げ、出入口の角落とし、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物構造上、上記防水対策の不可能な箇所では屋内機器の嵩上げを実施する。

2 風雪害対策

風雪害が予想される地域の変電設備には雪崩防護柵の取付け、機器の防雪カバーの取付け、

ヒーターの取付け等を実施する。また、送電鉄塔には耐雪設計を施し、電線には難着雪化対策を行う。

県及び電気事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力を努めるものとする。

3 塩害対策

塩害の著しい地域の変電設備には活線がいし洗浄装置を設置し、台風期の前後にがいし水洗いを行い、送電・配電設備には耐塩用がいし、耐塩用変圧器及び耐塩用開閉器等を使用するとともに、必要に応じてがいし清掃を実施する。

第4 ガス施設

1 液化石油ガス施設

地震編 第2章 第8節 第4の「1 液化石油ガス施設」を準用する。

2 都市ガス施設

(1) ガス事業者は、災害によって被災した家屋等においても、都市ガス施設による災害が発生しないように、常日頃から使用者に対して安全器具等の設置等の対策を講じるとともに、緊急時連絡体制及び緊急資機材の整備を図る。

(2) 仙台市ガス局の対応

ア 市民への防災PRについて

定期的に発行する広報誌によりPRを行うほか、検針、法定点検等でお客様を訪問した際に、消費機器の安全使用に関する必要な周知を行う。

イ 防災関連器具等の導入について

一般需要家のマイコンメーターの完全普及に努めるほか、ガス警報器の設置を促進し、さらに安全装置機能を有する新型消費器具に関する情報の提供を行う。

(3) 関東東北産業保安監督部東北支部は、ガス事業者に対し、保安監督を強化するとともに、保安教育の徹底、自主保安体制の整備を図り、災害の防止に努める。

第5 電信・電話施設

1 設備の災害予防

電気通信事業者は、電気通信施設の公共性に鑑み、災害時においても重要通信を確保できるように平常時から非常用電源等の整備により設備を強固にし、災害に強く、信頼性の高い通信設備の設計、設置の推進に努め、国及び県の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備等を図るとともに、直接的な被害を受けなかった都市相互の通信が途絶したり、ふくそうしたりしないように通信網の整備をさらに促進し、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。

(1) 電気通信施設の災害予防対策

主要な電気通信設備等について、大規模災害に耐えられるように調査点検を実施し、引き続き防火対策、水防対策等を推進する。

県及び電気通信事業者は、倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地

域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力を努めるものとする。

(2) 通信網の整備・充実

地震編 第2章 第8節 第5の「1 (2) 通信網の整備・充実」を準用する。

(3) 災害対策用機器の配置

地震編 第2章 第8節 第5の「1 (3) 災害対策用機器の配置」を準用する。

2 体制の整備

地震編 第2章 第8節 第5の「2 体制の整備」を準用する。

3 災害復旧用資機材の確保

地震編 第2章 第8節 第5の「3 災害復旧用資機材の確保」を準用する。

4 停電とふくそう対策

地震編 第2章 第8節 第5の「4 停電とふくそう対策」を準用する。

■資料編

- ・一般社団法人 宮城県LPガス協会 仙南第三支部 連絡先一覧

第5節 防災知識の普及

防災知識の普及については、地震編 第2章 第10節 「防災知識の普及」を準用する。

第6節 防災訓練の実施

◆基本事項

1 目的

各防災関係機関は災害発生時に、県、市、関係機関及び市民等が連携を図りながら、初動、応急対策が速やかに実施できるよう、また、災害時には市職員や市民が自分で判断して行動できるよう、防災意識の普及、高揚を図ることを目的として、防災訓練を行う。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 市の防災訓練	防災安全課、消防本部、防災関係機関
第2 小中学校等の防災訓練	学校教育課、小中学校、義務教育学校、防災安全課、消防本部
第3 企業等の防災訓練	企業
第4 救急・救助関係機関の教育訓練	消防本部、防災関係機関

第1 市の防災訓練

地震編 第2章 第11節 第1の「市の防災訓練」を準用する。

1 訓練実施にあたって考慮すべき事項

(1) 実践的かつ効果的な訓練の実施

地震編 第2章 第11節 第1の「1 (1) 実践的かつ効果的な訓練の実施」を準用する。

(2) 災害被害を軽減する防災訓練の工夫・充実

地震編 第2章 第11節 第1の「1 (2) 災害被害を軽減する防災訓練の工夫・充実」を準用する。

(3) 防災関係機関の多数参加・連携する訓練の実施

(4) 男女共同参画及び要配慮者の視点に立った訓練の実施

(5) 訓練の客観的な分析・評価の実施

地震編 第2章 第11節 第1の「1 (5) 訓練の客観的な分析・評価の実施」を準用する。

2 訓練の内容

(1) 職員招集訓練

地震編 第2章 第11節 第1の「2 (1) 職員招集訓練」を準用する。

(2) 災害対策本部運用訓練

地震編 第2章 第11節 第1の「2 (2) 災害対策本部運用訓練」を準用する。

(3) 通信情報訓練

地震編 第2章 第11節 第1の「2 (3) 通信情報訓練」を準用する。

(4) 広報訓練

地震編 第2章 第11節 第1の「2 (4) 広報訓練」を準用する。

(5) 避難訓練

地震編 第2章 第11節 第1の「2 (5) 避難訓練」を準用する。

(6) 救出救護訓練

(7) 避難所開設・運営訓練

地震編 第2章 第11節 第1の「2 (7) 避難所開設・運営訓練」を準用する。

(8) 炊き出し、給水訓練

地震編 第2章 第11節 第1の「2 (8) 炊き出し、給水訓練」を準用する。

(9) 緊急輸送訓練

(10) 交通規制訓練

(11) 自衛隊災害派遣要請等訓練

(12) 水防訓練

毎年出水期に1回以上、県の指導により水防訓練を行うものとする。水防訓練は、水防団員の技術の向上、士気の高揚を図るとともに、区域内住民の水防に対する関心を深めるために行うものであり、危険箇所を選定し実践的広報訓練等を樹立し行うものとする。(水防法第32条の2)

(13) 消防訓練

消防本部の出動(操法、放水等含む)、避難誘導、救出救助、通信連絡等を織り込んだ訓練とし、火災危険地域を主として建物火災防ぎょ、林野火災防ぎょ等を年1回、時期を選定して実施するものとする。

(14) 防潮堤の水門、陸門等の締切操作訓練

高潮・波浪等が予測される場合において、迅速に水門、陸門等の締切操作が行えるよう、訓練を実施する。

(15) その他

定期的な訓練の実施により、市民に災害危険箇所、避難場所、避難所等を周知徹底する。

3 防災関係機関は、市の実施する訓練に積極的に参加するものとする。

第2 小中学校等の防災訓練

1 災害を想定し、地域、保護者と連携した防災訓練を実施する。

2 校外活動(自然体験学習、野外活動を含む)等で山間部を利用する場合は、事前に土砂災害防災学習を実施するとともに、避難訓練の実施に努める。

3 地震編 第2章 第11節 第2の「3」を準用する。

4 地震編 第2章 第11節 第2の「4」を準用する。

5 地震編 第2章 第11節 第2の「5」を準用する。

第3 企業等の防災訓練

1 企業等は、災害の発生を想定し、避難行動や基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟のための防災訓練を実施する。

2 企業等の敷地・施設等が指定緊急避難場所・指定避難所として指定されている場合は、災害発生の際に指定緊急避難場所・指定避難所となることを想定し、避難者の受入れや避難所運営の訓練等を実施する。

3 災害発生時に備え、市及び周辺自治会、地域住民の方々並びに各企業等による防災、被害軽減のため、「地域で助け合う共助」の体制を構築するための合同訓練の実施に努める。

- 4 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にあり、かつ市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害に関する避難確保計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の避難訓練を実施する。
- 5 浸水想定区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

第4 救急・救助関係機関の教育訓練

地震編 第2章 第11節 第4の「救急・救助関係機関の教育訓練」を準用する。

第7節 地域における防災体制

地域における防災体制については、地震編 第2章「第12節 地域における防災体制」を準用する。

第8節 ボランティアのコーディネート

ボランティアのコーディネートについては、地震編 第2章「第13節 ボランティアのコーディネート」を準用する。

第9節 企業等の防災対策の推進

◆基本事項

地震編 第2章 第14節の「◆基本事項」を準用する。

第1 企業等の役割

1 企業等の活動

(1) 企業等の防災上の位置づけ

企業等は、直接の防災関係機関ではないが、災害発生の際には組織自らが被害を受けるおそれがあることから、企業各々の防災知識等の普及は重要である。

また、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

なお、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときには従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 事業継続上の取組の実施

地震編 第2章 第14節 第1の「1 (2) 事業継続上の取組の実施」を準用する。

(3) 事業継続計画（BCP）の策定

地震編 第2章 第14節 第1の「1 (3) 事業継続計画（BCP）の策定」を準用する。

(4) 帰宅困難者対策の実施

災害発生時に公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者の発生が懸念されることから、企業等は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則の下、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資を備蓄するなどの、帰宅困難者対策を講じるよう努める。

(5) 大規模工場等における避難確保・浸水防止対策の実施

浸水想定区域内の大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市長に報告するものとする。

(6) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、浸水防止対策、避難訓練の実施

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画を作成する。

特に、洪水浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にあり、かつ市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓

練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項、その他利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項等を定めた避難確保計画を作成する。また、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努め、作成した避難確保計画及び自衛防災組織の構成員等について、市長に報告するとともに、避難確保計画に基づき、避難訓練を実施する。

2 市及び県の役割

(1) 防災に関するアドバイスの実施

地震編 第2章 第14節 第1の「2 (1) 防災に関するアドバイスの実施」を準用する。

(2) 企業防災の取組支援

地震編 第2章 第14節 第1の「2 (2) 企業防災の取組支援」を準用する。

(3) 避難確保計画に対する助言及び指導

市及び県は、要配慮者利用施設の避難確保計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。市は、当該施設の所有者または管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

第2 企業等の防災組織

地震編 第2章 第14節 第2の「2 企業等の防災組織」を準用する。

第10節 情報通信網の整備

◆基本事項

1 目的

大規模災害時には、固定一般回線や携帯電話が不通あるいは発信規制やふくそうといった事態が予想されることから、情報の収集・伝達手段の複数化、ネットワークの多ルート化やシステムのIT化を積極的に進めるとともに、防災通信網の確保・整備充実や非常電源の確保、サーバの負荷分散を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進する。

このため、市及び防災関係機関は、平常時から訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努めておく。

また、放送機関については、被害状況の報道、市民への的確な情報の提供が強く求められていることから、放送用施設の浸水防止対策等に努める。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 市における災害通信網の整備	なとりの魅力創生課、防災安全課、AIシステム推進課、社会福祉課、消防本部
第2 県の災害通信網	県、防災安全課、消防本部
第3 防災関係機関における災害通信網の整備	防災関係機関

第1 市における災害通信網の整備

地震編 第2章 第14節 第1の「市における災害通信網の整備」を準用する。

第2 県の災害通信網

地震編 第2章 第14節 第2の「県の災害通信網」を準用する。

第3 防災関係機関における災害通信網の整備

地震編 第2章 第14節 第3の「防災関係機関における災害通信網の整備」を準用する。

■資料編

- ・名取市防災行政無線一覧
- ・名取市防災無線局管理運用規程
- ・災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定について（宮城県警察本部）

第11節 職員の配備体制

◆基本事項

1 目的

市内における災害時には、市及び防災関係機関は、その機能の全てを挙げて迅速に災害応急対策を推進するため、また、優先度の高い通常業務の継続のため、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期す。このため、市及び防災関係機関は、平常時から組織ごとの配備・動員計画や、業務継続計画（BCP）を定めておく。

なお、休日、夜間等の勤務時間外の参集体制についても、同様に定めておく。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 市の配備体制	防災安全課、各部各課、消防本部
第2 市災害対策本部への要員派遣体制の整備	防災関係機関
第3 防災担当職員の育成	防災安全課、総務課
第4 人材確保対策	防災安全課、総務課
第5 感染症対策	防災安全課、各部各課
第6 災害時職員行動マニュアルの作成	防災安全課、各部各課
第7 業務継続計画（BCP）	防災安全課、各部各課

第1 市の配備体制

1 配備体制の明確化

市は、市内において災害が発生した場合には、速やかに警戒本部等所定の配備体制が構築できるよう体制整備を図る。

この際、首長不在時の指示伝達体制についても定めておく。

(1) 災害対策本部、特別警戒本部、警戒本部

災害対策本部、特別警戒本部、警戒本部の組織等については、「名取市災害対策本部設置運営要綱」、「名取市災害警戒配備要領」に定めるとおりである。

なお、災害対策本部各部長は、あらかじめ次の事項を定めた配備編成計画を作成し、これを職員に周知徹底しなければならない（名取市災害対策本部設置運営要綱 第5条）。

ア 班内の所掌事務、配備職員及び責任者

イ 配備職員の連絡先並びに休日及び勤務時間外における連絡体制

ウ 水防組織

水防法第10条の2の規定により、県知事から洪水予報の通知を受けたとき、及び水防に関係のある気象予警報により、洪水のおそれがあると認められるときは、「名取市水防計画」に基づき水防組織を設置する。

ただし、名取市災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合する。

(2) 消防組織

市内において火災等の災害が発生するおそれがあると認められるとき又は発生したとき

は、あらかじめ定めておく「名取市消防計画」に基づき警戒体制をとり、必要な要員（消防職員及び消防団員）を動員する。

ただし、名取市災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合する。また、県現地災害対策本部との連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努める。

2 職員参集手段等の明確化

地震編 第2章 第17節 第1の「2 職員参集手段等の明確化」を準用する。

3 指揮命令系統の明確化

地震編 第2章 第17節 第1の「3 指揮命令系統の明確化」を準用する。

4 役割の明確化

地震編 第2章 第17節 第1の「4 役割の明確化」を準用する。

5 交代要員の確保

地震編 第2章 第17節 第1の「5 交代要員の確保」を準用する。

6 情報収集・連絡要員の指定

地震編 第2章 第17節 第1の「6 情報収集・連絡要員の指定」を準用する。

第2 市災害対策本部への要員派遣体制の整備

地震編 第2章 第17節 第2の「防災担当職員の育成」を準用する。

第3 防災担当職員の育成

地震編 第2章 第17節 第3の「防災担当職員の育成」を準用する。

第4 人材確保対策

地震編 第2章 第17節 第4の「人材確保対策」を準用する。

第5 感染症対策

地震編 第2章 第17節 第5の「感染症対策」を準用する。

第6 災害時職員行動マニュアルの作成

地震編 第2章 第17節 第6の「災害時職員行動マニュアルの作成」を準用する。

第7 業務継続計画（BCP）

地震編 第2章 第17節 第7の「業務継続計画（BCP）」を準用する。

■資料編

- ・名取市災害対策本部条例
- ・名取市災害対策本部設置運営要綱
- ・名取市災害警戒配備要領

第12節 防災拠点等の整備

◆基本事項

1 目的

災害時における防災対策を推進する上で重要となる避難地、避難路、防災拠点等の災害時における防災に資する公共施設について、関係機関等と緊密な連携を図りつつ、早急に整備・拡充を図るとともに、防災拠点施設等の浸水防止機能確保に努める。

また、災害時に必要となる防災物資、資機材等については、防災活動拠点と関連づけて整備・拡充を図る。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 防災拠点の整備及び連携	防災安全課、財政課、生涯学習課、消防本部、県
第2 防災拠点機能の確保・充実	防災安全課、財政課、消防本部、防災関係機関
第3 市が整備する防災用資機材等	土木課、消防本部
第4 防災用資機材の確保対策	防災安全課、消防本部、県

第1 防災拠点の整備及び連携

1 市は、市役所庁舎の大規模な災害時の災害対策本部機能の代替性の確保に努める。

また、災害現場での災害応急活動が迅速かつ円滑に実施されるように、公民館区単位でのコミュニティ防災活動拠点の整備充実にも努める。

2 県は、広域的な応援人員の集結や各種資機材・物資の集積が可能となる防災拠点施設として、道路、河川、都市公園、漁港等の施設整備や既存施設の活用等を市と連携し検討する。

3 市は、避難場所、避難路、防災拠点等の災害時における防災に資する公共施設について、関係機関等と緊密な連携を図りつつ、積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努める。

第2 防災拠点機能の確保・充実

1 市は、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。

2 地震編 第2章 第18節 第2の「2」を準用する。

3 地震編 第2章 第18節 第2の「3」を準用する。

4 地震編 第2章 第18節 第2の「4」を準用する。

5 市は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、県警・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。

第3 市が整備する防災用資機材等

地震編 第2章 第18節 第3の「市が整備する防災用資機材等」を準用する。

第4 防災用資機材の確保対策

地震編 第2章 第18節 第4の「防災用資機材の確保対策」を準用する。

第13節 相互応援体制の整備

◆基本事項

1 目的

大規模災害時には、その業務量と時間的制約等により、被災地の地方公共団体等だけの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。

このため、県、市町村及び防災関係機関は、他の地方公共団体等との広域的相互応援体制の整備充実を図り、その実効性の確保に留意する。

なお、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体間との協定締結や、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 相互応援体制の整備	防災安全課、各部各課、防災関係機関、応援協定機関
第2 市町村間の応援協定	防災安全課、総務課
第3 消防相互応援体制等の整備	消防本部
第4 その他	防災安全課、各部各課

第1 相互応援体制の整備

地震編 第2章 第19節 第1の「相互応援体制の整備」を準用する。

第2 市町村間の応援協定

地震編 第2章 第19節 第2の「市町村間の応援協定」を準用する。

第3 消防相互応援体制等の整備

地震編 第2章 第19節 第3の「消防相互応援体制等の整備」を準用する。

第4 その他

地震編 第2章 第19節 第4の「その他」を準用する。

■資料編

- ・災害時応援協定一覧

第14節 医療救護体制・福祉支援体制の整備

◆基本事項

1 目的

大規模災害時には、同時に多数の負傷者の発生が予想され、また、医療機関の被災、ライフラインの機能停止、交通・通信網の混乱等により十分な診療提供体制が確保できない可能性があり、迅速な医療救護が要求される。

このため、県、市は医療関係機関等と緊密な連携を図りながら、市民の生命と健康を守るため、医療救護体制の整備に努める。

また、大規模災害時における避難所等の高齢者、障害者、乳幼児等に対する福祉支援体制の整備に努める。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 医療救護体制の整備	保健センター、医療機関等
第2 医療救護体制に係る情報連絡体制の整備	保健センター、消防本部、県
第3 医薬品等の備蓄・供給体制	保健センター
第4 福祉支援体制の整備	保健センター、社会福祉課、県

第1 医療救護体制の整備

1 市の役割

(1) 医療救護活動の担当部門の設置

地震編 第2章 第20節 第1の「1 (1) 医療救護活動の担当部門の設置」を準用する。

(2) 医療救護所の指定

地震編 第2章 第20節 第1の「1 (2) 医療救護所の指定」を準用する。

(3) 地域医療関係機関等との連携体制

地震編 第2章 第20節 第1の「1 (3) 地域医療関係機関等との連携体制」を準用する。

<東日本大震災の教訓>

(4) 医療救護班の編成

ア 市は、地域の実情に合わせた医療救護班をあらかじめ編成しておく。編成にあたっては名取市医師会、岩沼歯科医師会、岩沼薬剤師会名取ブロック会、病院等医療機関の協力を得る。市独自で医療救護班編成が困難な場合は、岩沼地域保健医療調整本部の協力のもと、広域圏で編成する。

イ 市等で編成された医療救護班については、岩沼地域保健医療調整本部へ報告する。変更した場合も同様とする。

(5) 応急救護設備の整備と点検

市は、災害が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに、定期的に点検を行っておく。

2 在宅要医療患者の医療救護体制

地震編 第2章 第20節 第1の「2 在宅要医療患者の医療救護体制」を準用する。

第2 医療救護体制に係る情報連絡体制の整備

地震編 第2章 第20節 第2の「医療救護体制に係る情報連絡体制の整備」を準用する。

第3 医薬品等の備蓄・供給体制

地震編 第2章 第20節 第3の「医薬品等の備蓄・供給体制」を準用する。

第4 福祉支援体制の整備

地震編 第2章 第20節 第4の「福祉支援体制の整備」を準用する。

■資料編

- ・災害拠点病院指定状況

第15節 緊急輸送体制の整備

◆基本事項

地震編 第2章 第22節の「◆基本事項」を準用する。

第1 緊急輸送道路の確保

1 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定、関係施設の整備

地震編 第2章 第22節 第1の「1 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定、関係施設の整備」を準用する。

2 緊急輸送道路の確保及び整備

市、国及び県は、緊急輸送ルート of 確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

道路管理者は、緊急輸送道路の確保のため、障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要の人員、資機材の確保について関係機関と協議の上、協定等の締結に努める。

また、広域農道等の管理者は、緊急輸送道路として確保できるよう管理し、整備に努める。

3 交通規制等交通管理体制の整備

地震編 第2章 第22節 第1の「3 交通規制等交通管理体制の整備」を準用する。

4 道路啓開体制の整備

地震編 第2章 第22節 第1の「4 道路啓開体制の整備」を準用する。

第2 臨時ヘリポートの整備

地震編 第2章 第22節 第2の「臨時ヘリポートの整備」を準用する。

第3 緊急輸送体制

地震編 第2章 第22節 第3の「緊急輸送体制」を準用する。

■資料編

- ・臨時ヘリポート

第16節 避難対策

◆基本事項

1 目的

大規模災害発生時には、避難者が多数発生するおそれがある。このため、市は、人命を守ることを最優先に、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、緊急に避難する場所としての指定緊急避難場所へ向かう避難路・避難階段等の整備など、災害発生後に地域住民や外来者が円滑に避難できるよう、避難対策を強化するとともに 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉の連携により 高齢者等に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 避難誘導體制	防災安全課
第2 指定緊急避難場所の確保	防災安全課
第3 避難路の確保	防災安全課、都市計画課、土木課、農林水産課
第4 避難路等の整備	防災安全課、都市計画課、土木課
第5 避難誘導體制の整備	防災安全課、社会福祉課、介護長寿課、総務課、消防本部
第6 避難行動要支援者の支援方策	防災安全課、社会福祉課、介護長寿課、なとりの魅力創生課
第7 小中学校等における対応	学校教育課、小中学校、義務教育学校
第8 保育所等における対応	こども支援課、保育所、社会福祉課
第9 避難計画の作成	防災安全課、消防本部、社会福祉課、名取市社会福祉協議会、施設管理者
第10 避難に関する広報	防災安全課

3 水害、土砂災害における避難指示等

(1) 避難情報と警戒レベル

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

市が避難指示等を発令する場合又は仙台管区气象台が大雨注意報等該当する防災気象情報を発表する場合には、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解し、警戒レベルに対応した避難行動がわかるような避難情報の提供に努めるものとする。

高齢者等避難及び避難指示が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて市は、日頃から住民等へ

の周知徹底に努めるものとする。

市民は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても仙台管区气象台等が発表する防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

警戒レベル	居住者がとるべき行動	行動を居住者当に促す情報	発令・発表者
警戒レベル5	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保	名取市
警戒レベル4	危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)	避難指示	
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難(立退き避難又は屋内安全確保)	高齢者等避難	
警戒レベル2	自らの避難行動を確認	注意報(洪水、大雨、高潮)	仙台管区气象台
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報(警報級の可能性)※大雨、高潮に関するもの	

(2) 避難指示等の発令対象区域の設定

ア 水害

市は、洪水予報河川と水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。また、避難指示等の発令対象区域については、水防法に基づき公表されている洪水浸水想定区域を参考に、区域を設定する。

その他河川については、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについて、洪水予報河川と水位周知河川と同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定する。また、避難指示等の発令対象区域については、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ地形や過去の浸水実績等の情報も活用し、それぞれの河川の特性に応じて区域を設定する。

洪水浸水想定区域は、最大水深を公表しているものであるため、実際の避難指示等の発令においては、発令時の河川の状況や決壊等のおそれのある地点等を考慮する必要があることから、市は、河川管理者が算定した洪水規模別、破堤地点別に浸水が想定される区域を、あらかじめ把握しておくことが望ましい。

また、大河川の下流部等では、同一の浸水区域内においても氾濫水の到達に要する時間に大きな差がある場合がある。そのような場合は、到達時間に応じて避難指示等の発令対象区域を徐々に広げていくという方法も考えられる。

なお、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に情報を絞って避難指示等

の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

国及び県は、市町村に対して、これらの基準及び対象地域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。

イ 土砂災害

市は、土砂災害の避難指示等の発令対象区域は、危険度に応じてできるだけ絞り込んだ範囲とすることに努め、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令の対象要素として定めておきつつ、発令時には、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害））の危険度分布で危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に避難指示等を発令することを基本とする。また、状況に応じて、その周辺区域も含めて避難指示等を発令することを検討する。

国及び県は、市町村に対し、これらの基準及び範囲設定見直しほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行うものとする。

第1 避難誘導体制

市は、高齢者等避難、避難指示等について、河川管理者、水防管理者及び仙台管区気象台等の協力を得つつ、避難指示、高齢者等避難を行う基準を設定する。

この際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。また、指定緊急避難場所、避難路をあらかじめ指定し、円滑な避難のため、日頃から住民等への周知徹底を図るとともに、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため地域住民、自主防災組織等のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

また、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に関する計画を作成し、訓練を行う。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意するものとする。

市は、土砂災害等に対する住民等の警戒避難基準をあらかじめ設定するとともに必要に応じて見直すよう努める。

第2 指定緊急避難場所の確保

<災害対策基本法改正>

1 市の対応

(1) 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底

市は、災害から管内の住民等が一時避難するための場所について、都市公園、グラウンド、体育館、学校、公民館等の公共施設を対象に、管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所を指定し、誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知徹底を図る。また、万一指定緊急避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な指定緊急避難場所を目指す必要が生じることや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、立退き避難から行動を変容し緊急安全確保を行うべきこと、さらには指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、災害種別に適した避難先を選択する必要があることについても、周知徹底に努める。

(2) 公共用地等の有効活用

市は、避難場所の確保において、国、県と連携し、公共用地、民間施設、国有財産の有効活用を図る。

(3) 教育施設等を指定する場合の対応

市は、国・県の学校等教育施設（私立学校を含む）を避難場所として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と災害時に的確な対応がとれるよう十分に協議する。

(4) 備蓄倉庫及び通信設備の確保

市は、指定緊急避難場所と位置付けられる学校等に、備蓄倉庫、通信設備の整備等を進めるよう努める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

(5) 指定緊急避難場所の指定基準等

指定緊急避難場所の指定を行うこととなる異常な現象は、洪水、崖崩れ、土石流、地滑り、高潮、大規模な火事、内水氾濫とする。

ア 管理条件：災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所を開放できる管理体制を有していること。

イ 立地条件：異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること。

ウ 構造条件：指定緊急避難場所が上記安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であること。このうち、洪水等については、その水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること。

また、上記基準のほか、次の条件に留意する。

エ 要配慮者が歩いて避難できる程度の近傍に場所を確保するよう努める。

オ 二次災害・複合災害の危険性のない場所であること。

カ 臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であること。ただし、臨時ヘリポート等と重なる可能性があるため、事前に整合を確認すること。

キ 対象とする地区の住民、就業者、観光客、幹線道路通行者等を収容する広さを確保すること。

ク 危険物施設等が近くにないこと。

ケ 夜間照明及び情報機器等を備えていること。

コ 建物の場合は、換気、照明等の設備が整備されていることが望ましい。

サ 指定緊急避難場所及びその近辺で、2日程度宿泊できるだけの毛布、食料が備蓄されていることが望ましい。

シ 被害情報入手に資する情報機器（ラジオ等）が優先的に整備されていることが望ましい。

第3 避難路の確保

市は、指定緊急避難場所、指定避難所への経路を避難路として指定する場合、次の事項に留意する。

- 1 十分な幅員があること。
- 2 万が一に備えた複数路の確保。

3 崖崩れ等の危険箇所を通過しない経路の選定。

市は、上記条件を満たす避難路を選定した場合、周辺道路の交通規制について道路管理者及び県公安委員会と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危険箇所の調査を行い、避難経路の変更や危険要因等の排除に努める。

第4 避難路等の整備

1 避難路・避難階段の整備・改善

市は、住民等が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地域の実情に応じ、適宜、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備に当たっては、災害による段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮する。

2 避難路等の安全性の向上

市は、避難経路に面する建物の強化、ブロック塀の転倒防止等を進めるための安全基準の普及・啓発を推進するとともに、避難経路における電線の地中化、落橋防止、盛土部の沈下防止、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう対策を実施する。

3 避難誘導標識等の設置

(1) 避難誘導標識等の整備

市は、指定した避難路について、誘導標識等を設置し、指定緊急避難場所や避難路・避難階段の位置などを示すことや、蓄光石やライト、太陽光パネルを活用した避難誘導灯を整備し、夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民等が日常の生活の中で、常に災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。

(2) 多言語化の推進

市は、避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等については、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。

第5 避難誘導体制の整備

1 行動ルールの策定

市（防災安全課、消防本部）は、消防職団員、水防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、特定の避難支援者に過度な負担とならないよう役割分担等の明確化等、具体的な対応方策についての行動ルールを定め、住民等に周知する。

2 避難誘導・支援の訓練の実施

市（防災安全課、消防本部）は、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

3 避難行動要支援者の避難誘導体制の整備

市（社会福祉課、介護長寿課）は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導体制の整備を図る。

第6 避難行動要支援者の支援方策

地震編 第2章 第23節 第6の「避難行動要支援者の支援方策」を準用する。

第7 小中学校等における対応

地震編 第2章 第23節 第7の「小中学校等における対応」を準用する。

第8 保育所等における対応

地震編 第2章 第23節 第8の「保育所等における対応」を準用する。

第9 避難計画の作成

地震編 第2章 第23節 第9の「避難計画の作成」を準用する。

第10 避難に関する広報

市は、指定避難所等を明示した表示板の整備を積極的に実施するとともに、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、避難場所、避難所、避難路等水害に関するハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等へ積極的に配布し、周知を図る。

また、決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのある中小河川や内水による浸水に対応したハザードマップの作成について、関係機関が連携しつつ検討を行う。作成したハザードマップ等は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設や大規模工場等の管理者に提供する。

さらに、水防管理者は、地域住民の水災に対する警戒、災害時の円滑な避難行動等に資するため、重要水防箇所を一般に周知するように努める。

■資料編

- ・指定避難所、指定緊急避難場所一覧

第17節 避難受入れ対策

◆基本事項

地震編 第2章 第24節の「基本事項」を準用する。

第1 避難所の確保

1 指定避難所の指定と周知

地震編 第2章 第24節 第1の「1 指定避難所の指定と周知」を準用する。

2 指定緊急避難場所と指定避難所の違いの周知徹底

地震編 第2章 第24節 第1の「2 指定緊急避難場所と指定避難所の違いの周知徹底」を準用する。

3 指定避難所の代替施設の指定

地震編 第2章 第24節 第1の「3 指定避難所の代替施設の指定」を準用する。

4 指定避難所の指定基準

地震編 第2章 第24節 第1の「4 指定避難所の指定基準」を準用する。

5 指定避難所の施設・設備の整備

地震編 第2章 第24節 第1の「5 指定避難所の施設・設備の整備」を準用する。

6 避難所の運営・管理

地震編 第2章 第24節 第1の「6 避難所の運営・管理」を準用する。

7 学校等教育施設を指定避難所とする場合の対応

地震編 第2章 第24節 第1の「7 学校等教育施設を指定避難所とする場合の対応」を準用する。

8 福祉避難所の確保

地震編 第2章 第24節 第1の「8 福祉避難所の確保」を準用する。

9 広域避難の対策

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫・減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第2 避難の長期化対策

地震編 第2章 第24節 第2の「避難の長期化対策」を準用する。

第3 避難所における愛玩動物の対策

地震編 第2章 第24節 第3の「避難所における愛玩動物の対策」を準用する。

第4 応急仮設住宅対策

地震編 第2章 第24節 第4の「応急仮設住宅対策」を準用する。

第5 帰宅困難者対策

地震編 第2章 第24節 第5の「帰宅困難者対策」を準用する。

第6 安否情報収集・伝達体制の整備

地震編 第2章 第24節 第6の「安否情報収集・伝達体制の整備」を準用する。

■資料編

- ・指定避難所、指定緊急避難場所一覧

第18節 食料、飲料水及び生活物資の確保

食料、飲料水及び生活物資の確保については、地震編 第2章「第25節 食料、飲料水及び生活物資の確保」を準用する。

第19節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策

◆基本事項

地震編 第2章 第26節の「◆基本事項」を準用する。

第1 高齢者、障がい者等への支援対策

地震編 第2章 第26節 第1の「高齢者、障がい者等への支援対策」を準用する。

1 社会福祉施設等の安全確保対策

地震編 第2章 第26節 第1の「1 社会福祉施設等の安全確保対策」を準用する。

2 在宅の要配慮者の災害予防対策

(1) 全体計画の策定

地震編 第2章 第26節 第1の「2 (1) 全体計画の策定」を準用する。

(2) 要配慮者の把握

地震編 第2章 第26節 第1の「2 (2) 要配慮者の把握」を準用する。

(3) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の整備

地震編 第2章 第26節 第1の「2 (3) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の整備」を準用する。

ア 避難行動要支援者名簿の作成・更新

地震編 第2章 第26節 第1の「2 (3) ア 避難行動要支援者名簿の作成・更新」を準用する。

イ 名簿の提供及び情報漏えいの防止措置

地震編 第2章 第26節 第1の「2 (3) イ 名簿の提供及び情報漏えいの防止措置」を準用する。

ウ 個別避難計画の策定

地震編 第2章 第26節 第1の「2 (3) ウ 個別避難計画の策定」を準用する。

<災害対策基本法改正>

エ 個別避難計画の提供

市は、避難支援等に携わる関係者として市地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意を得た上で、あるいは市の条例の定めにより、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

オ 個別避難計画未策定の避難行動要支援者への支援

市は、個別避難計画が策定されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

(4) 避難行動要支援者の移送

地震編 第2章 第26節 第1の「2(4) 避難行動要支援者の移送」を準用する。

(5) 支援体制の整備

地震編 第2章 第26節 第1の「2(5) 支援体制の整備」を準用する。

(6) 防災設備等の整備

地震編 第2章 第26節 第1の「2(6) 防災設備等の整備」を準用する。

(7) 相互協力体制の整備

市は、名取市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護支援専門員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障がい者団体、高齢者団体等の福祉関係者、要配慮者の近隣住民(自主防災組織等)、ボランティア組織などとの連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制を整備する。

3 福祉避難所の確保

地震編 第2章 第26節 第1の「3 福祉避難所の確保」を準用する。

4 福祉サービスの継続と関係機関の連携

地震編 第2章 第26節 第1の「4 福祉サービスの継続と関係機関の連携」を準用する。

5 家族を含めた防災訓練の実施

地震編 第2章 第26節 第1の「5 家族を含めた防災訓練の実施」を準用する。

6 要配慮者自身の備え

地震編 第2章 第26節 第1の「6 要配慮者自身の備え」を準用する。

第2 外国人への支援対策

地震編 第2章 第26節 第2の「外国人への支援対策」を準用する。

第20節 複合災害対策

複合災害対策については、地震編 第2章「第27節 複合災害対策」を準用する。

第21節 災害廃棄物対策

災害廃棄物対策については、地震編 第2章「第28節 災害廃棄物対策」を準用する。

第22節 災害種別毎予防対策

◆基本事項

1 目的

この「風水害等災害対策編」では、地震災害を除いた多くの種類の災害を想定して防災対策を整理しているが、防災対策には災害の種類を問わず共通して必要な対策のほかに、災害種別毎に特有な対策も存在する。ここでは、火災、林野火災、危険物等災害、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害の予防対策を明示し、その実施に努めるものとする。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 火災予防対策	消防本部、防災安全課
第2 林野火災予防対策	消防本部、農林水産課、県、国
第3 危険物等災害予防対策	消防本部、県、関東東北産業保安監督部東北支部
第4 海上災害予防対策	防災安全課、環境共創課、消防本部、県警、宮城海上保安部
第5 航空災害予防対策	防災安全課、消防本部、県、県警、仙台空港事務所、仙台国際空港株式会社、名取市医師会
第6 鉄道災害予防対策	東日本旅客鉄道(株)、仙台空港鉄道(株)
第7 道路災害予防対策	土木課、県、県警、東北地方整備局、東日本高速道路(株)東北支社

第1 火災予防対策

火災による人的・物的被害の軽減を図るため、市は、出火防止に努めるとともに、初期消火、火災の延焼拡大防止のため、必要な事業の施行、施設の整備を図るなど、火災予防対策の徹底に努める。なお、詳細については「名取市消防計画」に定める。

1 現況

平成23年中の出火件数は51件であり、出火原因をみると、東日本大震災による火災も統計に含まれていることから、がれきからの着火によるものが多く、次いでコンロの使用法不良等、ゴミ焼却・枯草焼きからの飛び火、たばこの不始末等、放火・放火の疑い及び引火性液体類に引火が多くなっている。(出典：平成24年度版消防概要 名取市消防本部)

2 防災活動の促進

市民に対して、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図ることにより、出火をできる限り防止する。

(1) 住民への指導強化

春季秋季の火災予防運動を通じ、乾燥期や強風時における火気の使用について指導を強化し、意識の高揚を図る。

(2) 出火防止のための査察指導

火気使用設備・器具の不適正な使用や配置又は過度の使用法による出火を抑制、未然防止するため、使用場所や設備・器具の状態について、予防査察を実施する。

(3) 民間防火組織の育成

火災予防思想の普及啓発には幼年期からの指導が効果的であり、また、火を扱う機会の多い一般家庭婦人に対する啓発も重要であることから、幼年消防クラブ及び女性防火クラブの結成と育成について指導する。

(4) 初期消火体制の強化

家庭、事業所及び地域における自主防災体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により市民の防災行動力を高めて初期消火体制の確立を図る。

また、防火対象物の防火管理体制については、防火管理者の資格付与講習会を行うとともに、定期的な防火管理者講習会を開催して、資質の向上を図り、選任義務の防火対象物については、防火管理者の必置と選任を励行させる。

3 消防力の強化

消防力の基準及び消防水利の基準に基づき、消防資機材の整備や人員の確保、消防施設の整備充実を図る。

4 消防団の育成

市は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。

(1) 消防団員の知識・技能等をより地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促し、消防団への参加・協力等、環境づくりを推進する。

(2) 消防団員数が減少の傾向にあることから、処遇の改善、事業所に対する協力要請、女性消防団員の入団促進、大学・高校への働きかけ、将来の消防の担い手となる子どもに対する啓発等を通じ、消防団員数の確保に努めるとともに、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を推進する。

(3) 市は、施設・設備の充実、安全靴等の基本装備の充実、安全対策の強化、情報伝達体制や無線通信機器の整備、長期化した場合の備えに努める。

5 火災予防措置

(1) 予防査察指導の強化

火災を未然に防止するためには、消防機関等による予防査察が最も効果があるので、これを計画的、継続的に実施するとともに、消防用設備に関する法令、市町村火災予防条例の趣旨を防火対象物の関係者に徹底し、また、予防査察の結果について研究を行い、査察指導の向上を図る。

(2) 住宅防火対策の推進

防災物品及び防災製品の使用が出火、延焼拡大の阻止に有効であることを周知し、特に、就寝時間帯及び高齢者世帯における火災死亡率が高くなる傾向にあることから、住宅用火災警報器の設置が義務づけられ、機器の普及促進に努める。

6 その他の予防対策

上記以外の予防対策については、前節までの各予防対策を準用する。

第2 林野火災予防対策

林野火災は、気象条件等により大火につながる危険性があり、いったん大きくなった火災は、地理・水利等の条件により消火活動が困難であるという特殊性を有している。このため、林野火災の未然防止に努めるとともに、初期消火、火災の延焼拡大防止のため、必要な事業

の施行、資機材の整備等を回り火災予防対策の徹底に努める。

1 現況

宮城県における出火件数は、気象に左右されるものの昭和50年以降100件前後で推移してきており、焼損面積では、昭和58年に860ha、平成13年に160haを消失した大規模林野火災も発生している。出火原因では、たき火、タバコ等の不始末によるものが多く、近年のアウトドアブームに併せて森林に対する関心が高まる中、入山者が多くなっていることに伴い、林野火災の発生する危険度も増してきている。

2 事前警戒措置

(1) 火入れの協議

火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく市長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分協議する。

また、火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、関係市町村に通知する。

(2) たき火等の制限

ア 市は気象の状況が林野火災予防上危険であると通報を受けたときは、入山者等に火を使用しないよう要請する。

イ 市は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条の規定による火災に関する警報を発したとき、その他林野火災予防上危険であると認めるとき、又は、林野火災が発生すれば大きな災害を招くおそれがあると認めるときは、その市の区域内の在る者に対し火の使用を制限する。

3 広報宣伝の充実

市及び林野関係機関は、林野火災の特殊性により、乾燥注意報の発令等林野火災の発生するおそれのあるときは、広報宣伝、巡視、監視を強化し、地区住民及び入山者に対して注意を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制の準備をする。

(1) 山火事防止強調月間の設定

春の火災危険期に山火事防止強調月間を設け、関係機関が連携して広域的な山火事防止運動を展開する。

(2) ポスター、標識板等の設置

屋内外、登山口、林道、樹木等にポスター、標識板、立看板等を掲示し、地域住民、通行者、入山者に注意を喚起する。

4 森林等の管理、整備

森林の所有者、管理者等は、防火線、防火樹帯の布設、自然水利の活用等による防火用水の確保その他の林野火災予防上の措置を講ずる。

(1) 林道（防火道）の整備

消防用車両が通行可能な林道の開設、改良及び補修を行う。

(2) 治山えん堤等（防火用水施設）の整備

治山・砂防えん堤及びダムを計画的に整備するほか、既存のえん堤・ダムを利用し付近に貯水施設を設ける。

(3) 防火線の整備

森林区画・尾根等に、立地条件、気象条件を配慮した、防火線を布設し、その維持を図る。

(4) 防火林帯の整備

防火樹を植栽した林帯を整備する。

(5) 森林の適切な保育管理

林野火災の発生及び延焼の元となる枯枝、枯損木等を除去するため、除・間伐等の保育を適切に行う。

5 防ぎよ資機材の備蓄

県、市等関係機関は、林野火災に迅速に対応するため、防ぎよ活動に必要な資機材を備蓄しておく。

6 防災活動の促進

県、市等関係機関は、出火につながる要因を個々に分析・検討し、あらゆる施策を講じて未然防止を図る必要があり、地域住民及び入山者に対しては、防火意識の高揚と防災活動の向上を図る。

また、初期消火活動の協力体制を確立し、林野火災防ぎよ技術の習得と向上のため、関係機関相互による訓練、資機材操作運用研究会の開催、空中消火活動の強化・充実を図る。

(1) 火気使用設備・器具の安全化

(2) 住民への指導強化

(3) 出火防止のための査察指導

(4) 初期消火体制の強化

7 林野火災特別地域の指定

市は、林野火災の発生又は危険度の高い地域において、林野火災対策事業を集中かつ、計画的に実施することにより、林野火災の防止及び被害の軽減を図るため、林野火災特別地域の指定を受けておく。

第3 危険物等災害予防対策

災害時において、危険物施設等の火災や危険物等の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。

このため、市及び県は、各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底するなど、災害対策と防災教育による意識の高揚に努め、危険物等による災害の未然防止を強力に推進するものとする。また、法令に定められている技術上の基準適合性の維持及び貯蔵・取扱いの基準の遵守を指導し、保安の万全を図る。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性ならびに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が予想される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

1 危険物施設

市内には、石油等の危険物貯蔵所など、消防法第10条に定める危険物施設が280施設（製

造所1施設、貯蔵所210施設、取扱所69施設）ある（平成29年4月現在）。

市及び県は、石油タンク貯蔵所、給油取扱所等危険物施設の自主保安体制の充実・強化について次のような指導を行い、災害対策と防災教育の推進を図る。

(1) 安全指導の強化

防災安全協会は、危険物事業所の管理者、危険物取扱者及び危険物保安監督者等の安全管理の向上を図るため、講習会・研修会等の保安教育を実施する。また、消防本部は、自主保安体制の充実強化等について立入検査等を通じ指導助言を行う。

(2) 施設の基準維持の指導

危険物施設の設計基準については、年々強化され構造上の安全対策が講じられているところであるが、法令に定められている技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導する。

(3) 自衛消防組織等の育成

事業所における自衛消防組織等の育成を推進するとともに、効果的な自主防災体制の確立を図る。

(4) 広報・啓発の推進

防災安全協会の育成に努め、この団体を通じて事業所及び一般人に対し、危険物等による災害防止について広報、啓発に努める。

(5) 防災用資機材の整備

複雑多様化する危険物への備えとして、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所に対しても資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

2 火薬類製造施設等

市内には、火薬類貯蔵施設が3施設（平成29年3月31日現在）ある。

(1) 火薬類製造販売等の事業者は、火薬類取締法等に基づき、火薬類製造施設・火薬庫等について、定期自主検査、保安教育を確実に実施し製造施設・火薬庫の維持点検に努め、火薬類による災害が発生しないよう対策を講じるとともに、緊急時連絡体制の整備を図る。

ア 定期自主検査、保安教育を確実に実施する。

イ 製造施設・火薬庫の維持点検に努める。

(2) 市は、前記アについて、立入検査等を通じて適宜指導・助言を行う。

県は、前記アについて、消防本部に対し、適宜助言を行うとともに、自主保安体制の確立・推進を積極的に支援する。

なお、県は、安全性の確保のため火薬類等を取り扱う製造業者、販売業者及び取扱業者等に対して、関係機関・団体と協力して指導を行い、県警は取締りを行う。

(3) 関東東北産業保安監督部東北支部は、保安監督の推進のため、火薬類の製造、貯蔵等について必要な指導助言を行い、保安教育の徹底、自主保安体制の整備を推進することにより、災害の防止に努める。

第4 海上災害予防対策

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生又は船舶からの危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災爆発等の発生といった海上災害を防止し、被害の軽減を図るため、予防対策につい

て定める。

1 船舶の安全な運航等の確保

閑上漁港の管理者等は、管理施設の維持管理に努める。

国及び港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行うとともに、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衝工を設置するものとする。

2 防災関係機関相互の応援体制

宮城海上保安部、県及び市は、民間救助・防災組織及び関係事業者等と、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定等を締結するなど平常時から連携を強化しておく。

3 捜索、救助、救急及び医療活動

(1) 救急・救助関係機関は、当該機関及び関係事業所に係る救急・救助用資機材の保有状況を把握するとともに、平時から情報交換を行うよう努める。

(2) 宮城海上保安部と県、宮城海上保安部と医療機関、市と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

4 危険物等の大量流出時における防除活動

宮城海上保安部、県及び市は、危険物等が大量流出した場合に備えて、オイルフェンス、油処理剤等の防除資機材の備蓄に努め、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備を図る。

また、危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握する。

5 防災訓練の実施

市は、宮城海上保安部が行う大規模海難や危険物等の大量流出を想定した訓練に協力する。

6 海上防災知識の普及

宮城海上保安部は、海難防止、海上災害防止に係る講習会を開催し、また、訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

7 海上交通環境の整備

閑上漁港の管理者は、防波堤、航路等の整備により、海上交通の安全性の向上に努める。

第5 航空災害予防対策

航空機の墜落等の事故が発生した場合は、人的、物的に多大な被害が発生するおそれがあるため、関係機関は、被害を未然に防止し又は軽減を図るよう努める。

1 航空機の安全な運航等の確保

(1) 航空会社の措置

ア 航空機を操縦するパイロットの技術向上、運航前の保守点検等の安全管理の徹底を各航空会社が責任をもって行う。

イ 乗客に対し運航上の注意事項を遵守するよう呼びかける。

(2) 東京航空局仙台空港事務所及び仙台国際空港株式会社の措置

ア 航空保安業務を適正かつ確実に処理すること。

イ 航空保安業務を行うに際し、その責任体制及び処理体制を明確にするように努める。

(3) 乗客の措置

乗客は、運航上の注意事項を遵守する。

2 防災関係機関相互の応援体制

空港内及び空港周辺での事故等に備え、関係機関においては、下記の協定等に基づき応援体制の充実・強化を図る。

- ・ 仙台空港における消火救難隊の活動に関する協定
- ・ 仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書
- ・ 仙台空港医療救護活動に関する協定書

3 救助・救急、医療及び消火活動

仙台空港事務所、仙台国際空港株式会社、県、市及び関係事業所等において、救助・救急用資機材及び化学消防車等の消防用資機材の整備促進に努める。

4 緊急輸送活動

道路管理者等は、負傷者等の病院搬送が円滑に行えるよう道路交通管理体制の整備に努める。

5 防災訓練の実施

空港での事故等、緊急時の幅広い対応を考慮し、関係機関との応援協定に基づき、消火救難総合訓練を実施する。

- (1) 総合指揮及び情報伝達訓練
- (2) 航空機消火訓練
- (3) 救難救急活動訓練
- (4) 交通路確保訓練

第6 鉄道災害予防対策

鉄道における災害は、多数の死傷者等の発生を招く恐れがあるため、事故災害防止のため、鉄道事業者は、日常の安全運行の確保とともに、鉄道施設の適正な保守管理に努める。

1 鉄道の安全な運行等の確保

鉄道施設の点検整備は、すべての構造物に対する定期点検を実施し、安全性の確認及び環境条件の変化等による危険箇所を発見するため、必要に応じて、随時検査を実施する。

2 避難誘導體制

災害発生時、駅のコンコース、改札口等において、利用客の見やすい場所に、誘導上必要な情報の内容を掲示するとともに、随時放送を行い情報の周知徹底を図る。

列車においては、乗客に速やかに不通の状況、その列車の運行状況、接続関係等について、詳しく案内するとともに、状況に応じて適切な誘導に努める。

3 防災訓練の実施

事故、災害発生時に、適切な処置がとれるよう、防災訓練を適宜実施する。

- (1) 非常呼出訓練
- (2) 避難誘導訓練
- (3) 消火訓練
- (4) 脱線復旧訓練

(5) その他

第7 道路災害予防対策

道路は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであるため、災害の発生により、道路の機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により機能の確保を行う。

また、各関係機関において、平常時より緊密な連携を図るなど、協力体制の整備を図る。

1 道路交通の安全のための情報収集・連絡体制の整備

道路管理者は、平常時から道路施設等の状況の把握、データベース化に努めるとともに、センサー等のICT技術の活用による情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

県警は、道路交通の安全のための情報収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

2 道路施設等の整備

道路管理者は、防災点検等で対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い路線及び箇所から順次、補強及び整備を実施する。

(1) 道路

道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破壊等の被害が想定される危険箇所について、防災工事等を実施するほか、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、配水施設及び排水設備の補修等を推進する。

(2) 橋りょう

落橋、変状等の被害が想定される道路橋、横断歩道橋、側道橋等については、橋りょう補強工事を実施する。

また、県は渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとしている。

(3) トンネル

覆工コンクリートや附帯施設の落下、坑口部法面の岩盤崩落などが想定されるトンネルについては、優先して補強対策を実施する。

(4) 道路付属施設

災害防止に当たり道路情報の迅速・正確な提供を行うために、凍結検知器、積雪深計、雨量計、水位計等の機器及び道路情報提供装置の整備を促進し、これらを有機的に運用するため災害情報システムの構築を図る。

3 職員の配備体制

道路管理者は、実情に応じ災害応急対策に必要な職員の非常配備体制の整備を図る。

4 救助・救急・医療及び消火活動

道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、道路管理者、医療機関及び消防機関等は、救助・救急・医療及び消火活動について、平常時より機関相互間の連携強化を図る。

5 緊急輸送活動

(1) 県警及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

また、県警は、災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結に努める。

(2) 県警は、災害発生後において交通規制が実施された場合は、一般車両が通行の支障とならないよう運転者の取るべき措置等について周知を図る。

6 防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等、防災知識の普及啓発を図る。